

介護サービス事業所を運営する法人の代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

他地域との往来に関する注意事項等について（通知）

介護従事者の皆様におかれては、コロナ禍の厳しい状況の中、地域の生活基盤を支えるサービス提供を継続していただき、厚く御礼申し上げます。

さて、年末年始が近づき、令和2年12月8日の鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部において、県民の皆様宛に「他地域との往来についてのお願い」が発出されました。冬季となり、本県においても、県外の感染者との接触による感染者が増加していますし、施設内でのクラスターの発生を防止するためには、介護従事者が施設内にウイルスを持ち込まないことが重要です。介護従事者の皆様におかれては、他地域との往来に当たっては、この点十分御留意いただきますようお願いいたします。

また、介護サービス事業所の従事者や利用者に感染が判明した場合に保健所が実施する積極的疫学調査に備え、下記2のとおり、事前に必要な情報を整理していただきますようお願いいたします。

(担当) 介護保険・施設担当 秋本 (電話) 0857-26-7860

記

- 1 県民の皆様へ 他地域との往来についてのお願い (令和2年12月8日鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部)
 - (1) 感染経路が多様化し、感染者の検知が難しい、見えにくい状況で、どういう場所で感染しても不思議ではなくなってきました。親しい間柄での会食時であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っています。マスクを着用し、少人数で、大騒ぎを控え、短時間で切り上げるのが穏やかな年末年始を迎えるコツです。
 - (2) 今、感染が急速に拡大している局面に入って、最大限の警戒を要する時期となっています。札幌市、東京23区、名古屋市と大阪市をはじめ、「感染流行警戒地域 (IV)」、「感染流行嚴重警戒地域 (V)」については、それぞれの地域での感染拡大防止を応援するためにも、不要不急の往来は控えていただきますようお願いいたします。
(参考) 感染警戒地域 (県HP) <https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1215170.htm#itemid1215170>
- 2 情報の整理
 - (1) サービスの利用状況の把握と連絡体制
介護サービス事業所におかれては、利用者ごとに、サービス担当者会議やサービス提供記録等を通じて、他の保健・医療・福祉サービス事業所の利用状況を把握して整理しておいて下さい。PCR等検査陽性者が発生した際に、迅速に保健所等に情報提供できるようにするため、事前に、他の関係事業所等の利用状況及び担当の居宅介護支援事業所の一覧表を作成しておくことや、休日でも関係事業所と連絡がとれる体制とする等、関係機関と迅速に連絡できる体制の構築をお願いします。
 - (2) 積極的疫学調査時に必要な情報
介護サービス事業所の従事者等にPCR等検査陽性者が発生した場合には、積極的疫学調査に御協力いただくことになります。その際には、保健所の指示に基づき、直ちに当該陽性者の接触者リスト、施設図面、ケア記録、勤務表、施設内の出入り業者一覧・記録等が必要となります。休日や夜間においても対応ができるよう、あらかじめ、これらの情報の整理をお願いします。
 - (3) PCR検査実施への協力等
介護サービス事業所内で陽性者が発生した場合には、濃厚接触者を含め多くの施設従業者や入所者等に対してPCR等検査を実施することになることから、当該濃厚接触者等からの検体採取がスムーズに行われるよう、日頃から嘱託医や協力医療機関と連絡を密にするとともに、検体採取の際は保健所等の対応に御協力いただきますようお願いいたします。